

# 公益財団法人鍋島報効会 令和8年度 事業計画書

## 公1 [ I ] 登録博物館「徴古館」の経営 (定款第4条第1項第1号に定める事業)

### 1) 展示公開事業

#### a. 展覧会

旧佐賀藩主・侯爵鍋島家伝来の当会所蔵資料を紹介する展覧会を2回開催する。  
年度を通した開催日数は158日間。

##### ① 企画展示

会期：令和8年7月18日(土)～12月13日(日) 【開館：128日間(予定)】

休館：月曜 入館料：300円(中学生以下無料)

令和9年度の徴古館開館100周年のプレ企画として、佐賀県内唯一の国宝「催馬楽譜」をはじめとする当館所蔵の指定文化財に焦点を当てた展示を行う。

##### ② 「鍋島家の雛祭り」

会期：令和9年2月13日(土)～3月14日(日) 【開館：30日間(予定)】

休館：会期中無休

平成12年度より毎春恒例の展示として市民に親しまれている鍋島家伝来の雛飾りの展示を本年度も行う。展示内容は、古写真をもとに往時の雛祭りになった幅6mと5mの大雛壇を主軸とし、おもに明治から昭和初期の侯爵鍋島家歴代夫人が愛しんだ雛人形・雛道具約500点。

**b. 講演会** 展覧会の出品資料等に即した内容の講演会やギャラリートークを実施する。

**c. イベント** 収蔵品や展覧会に関連したイベントを開催する。

① **プレイエル小音楽会** 収蔵品のピアノ「プレイエル」の音色を楽しむ小音楽会を開催する。

② **企画展関連イベント** 展示室でのギャラリートーク、2階ホールでの箏曲など和の文化に親しむイベントを開催する。

### 2) 調査研究事業

■ **収蔵品整理・公開** 当会の収蔵資料の調査研究を進め、その成果を 1) 展示公開事業 などに反映させる。改正博物館法で収蔵品のデジタルアーカイブ化が努力義務となったことを受け、令和5～7年度には収蔵品目録のクラウド化やウェブ上での情報発信に注力した。令和8年度も現時点で把握している資料(約8,000件)の悉皆的な確認調査を引き続き行うほか、クラウド化した収蔵品管理台帳の整備作業を進め、令和9年度までに徴古館公式webページの全体的な改修及び全資料の目録化とデータ公開を目指す。なお、資料情報の公開に伴い、問合せや画像利用・資料出品の依頼を受けた場合は対応を行い、収蔵品を通した教育普及に努める。

■ **共同研究** 佐賀大学及び佐賀城本丸歴史館と連携し、共同で「幕末明治期の佐賀藩海外渡航者の研究」を継続して行う。

■ **地域連携研究** 佐賀の地域史に関する広範な勉強会を近隣の博物館施設や大学、文化財関係機関と連携して行う。

### 3) 収蔵保存事業

収蔵資料をより良好な状態で保ち後世に伝えるため、収蔵庫内は温湿度管理のため年間を通じてほぼ常時空調を実施し、文化財害虫の調査を継続して行う。本年度は一部の資料の燻蒸処理を行うとともに、庫内全体の燻蒸処理に向けた積立を継続して行い(4ヵ年目)、資料および収蔵施設内環境の維持保全に努める。

#### 4) 施設貸与及び保全

国の登録有形文化財でもある徴古館の建物自体を良好な状態で維持管理し、博物館事業を継続させる。また、徴古館2階については展示室としての活用充実計画を立てる。

#### 公1 [Ⅱ] 史跡等の保存事業及び顕彰事業 (定款第4条第1項第2号に定める事業)

鍋島家春日御墓所、鍋島直茂生誕地(胞衣塚)、築地反射炉跡記念碑、弘道館記念碑などの環境維持を行う。

#### 公1 [Ⅲ] 研究助成事業 (定款第4条第1項第3号に定める事業)

佐賀県内で行われる文化・自然環境・社会などに関する探究活動や体験活動に対し公募による助成を行う。令和8年度分からは、従来の論文コースの募集を休止し、青少年活動助成のみとする。本年度は下記3団体に助成する。

|   | 団体名                       | テーマ  |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 西九州大学短期大学部<br>幼児保育学科 春原ゼミ | 遊びで学ぶ! 佐賀の自然と文化に気づく泥団子ワークショップ<br>ー「やきものどろだんご」の開発と実践ー |
| 2 | NPO 法人 poco a bocca       | 佐賀市どん <sup>3</sup> の森「いきものしらべ」                       |
| 3 | こどものまち「ミニさが」<br>実行委員会     | 第3回こどもがつくるこどものまち<br>「ミニさが」の開催                        |

#### 公1 [Ⅳ] 事業助成事業 (定款第4条第1項第3号及び第3号に定める事業)

当会の定款に記載の目的・事業内容に合致する活動を行っている団体に対し助成する。本年度は下記3団体に助成する。

|   | 団体名         | 助成対象事業        |
|---|-------------|---------------|
| 1 | 佐賀県中学校体育連盟  | 佐賀県中学校総合体育大会  |
| 2 | 佐賀美術協会      | 第108回佐賀美術協会展  |
| 3 | 公益財団法人佐賀育英会 | 松涛学舎図書室(鍋島文庫) |

#### 収1 不動産賃貸等に関する事業 (定款第4条第1項第5号に定める事業)

##### 1) 不動産賃貸業

収益事業における収入を公益目的事業会計へ繰り入れることにより公益活動の財源とするため、基本財産の土地及び建物を活用し、収益事業として貸地、貸店舗・貸家及び駐車場経営を行う。

##### 2) 徴古館におけるミュージアムグッズの物品販売

「鍋島家の雛祭り」展の期間中には徴古館オリジナルデザインの丸ぼうろや手ぬぐい等を販売する。なお、公益事業としては、在庫僅少分の既刊図録等の増刷を行いながら引き続き販売する。